

(件名) 土砂災害の防止のために、通称「盛土規制法」施行後も「シラス地帯における土工設計施工指針と運用の知事委任」を適用すること等を求める陳情

(陳情の要旨)

本県では、1970年代前半までは「人柱が立たないと梅雨は明けない」と言わされてきました。地山シラス（以下、シラスと略す）のスカシ掘りと切土工事現場で発生する不幸な事態を克服するために、鹿児島県シラス対策研究会（県が事務局）の求心力で行政（鹿児島、九地建、労基署）、鹿児島鉄道管理局、道路公団、学界（地学、工学、農学）が横断的に調査研究を続けた結果、後者（切土工事）の災害原因が「全国一律の緩勾配（30°）」にあると言う認識が共有されました。

その知見から「シラス地帯における土工設計施工指針と運用」（以下、シラス指針1976年）が誕生しました。ローカルルールながらも地山シラスの力学特性、打雨特性を踏まえていて、有効なものと理解しています。宅地造成等規制法においてはこの取り扱いが本県知事に建設大臣（当時）から委任されています。

一方、盛土を伴う宅地開発の現状は、地盤強度を定性的（状況写真管理のみ）にチェックするに留まるため、市民が購入した建築用地の7割前後で支持力不足等が分かり、建築直前に対策が必要となっています。

今般の熱海市の土砂災害を受けて、盛土・切土への行政の関わり方について注目が集まりました。これまでの土捨て、土取りの行為は「届け出制」であり、特に「盛土」に関する監督行政には硬軟2基準が併存していました。硬は「住宅用地造成向け」、軟が「土捨て向け」で、後者のいわば緩い「届け出制」により、熱海市災害は起りました。

つまり、「土捨て」のみの行為に関しては指導監督制度がなかったに等しく、今般の宅造法の網が被さり、一定規模以上の土捨て行為に対し中間検査と完了検査が執行される仕組みが補充されました。

この仕組みは非常に有効であることから、「宅地開発に伴う盛土」にも導入されれば、地盤強度の品質が公的に保証されることにつながります。

以上を踏まえ、以下陳情します。

記

- ① 宅地造成等規制法において、本県独自に取り扱ってきた「シラス地帯における土工設計施工指針と運用の知事委任」について、盛土規制法施行後における切土についても「知事委任を踏襲する」ことを再確認・適用し、広く周知すること。
- ② 宅地造成等規制法の一部改正による「特定盛土等規制法」を、既往の宅地開発に伴う盛土にも適用し、宅地の品質を確保すること。

以上